

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO. 116

【共通】問1 火災調査について消防と警察など他機関との関係に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 消防長又は消防署長は、火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査について、関係のある官公署に対し必要な事項の通報を求めることができる。
- (2) 消防長又は消防署長は、放火又は失火の犯罪があると認めるときは、直ちにこれを所轄警察署に通報するとともに必要な証拠を集めてその保全につとめなければならない。
- (3) 消防長又は消防署長は、警察官が放火又は失火の犯罪の被疑者を逮捕し又は証拠物を押収したときは、その被疑者に対し放火又は失火の疑いのある火災の原因の調査をするための質問をし、又はその証拠物につき調査をすることはできない。
- (4) 消防法の火災の調査に関する規定は、警察官が犯罪（放火及び失火の犯罪を含む。）を捜査し、被疑者（放火及び失火の犯罪の被疑者を含む。）を逮捕する責任を免れしめない。

【消防用設備等】問1 全ての特定一階段等防火対象物に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 消防法第8条に基づき、防火管理者を定めなければならない。
- (2) 消防法第8条の2の2に基づき、火災の予防上必要な事項等について点検しなければならない。
- (3) 消防法第17条の3の2に基づき、消防用設備等を設置した際に消防機関の検査を受けなければならない。
- (4) 消防法第17条の3の3に基づき、その消防用設備等について消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させなければならない。

【消防用設備等】問2 延べ面積が100㎡未満の消防法施行令別表第1(6)項イ(1)若しくは(2)又は口に掲げる防火対象物のうち、入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存するものについて、スプリンクラー設備を設置することを要しない場合の要件として、消防法令上誤っているものを1つ選べ。ただし、当該防火対象物は、居室を壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)で区画し、出入口に戸(随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。)を設けたもので、入居者等の避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により算定した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないものであり、また、消防法施行規則第12条の2第1項第1号に定めるところにより設置される区画を有せず、同号口本文の規定による内装制限もなされていないものとする。

- (1) 自動火災報知設備の感知器は、原則として煙感知器とすること。
- (2) 入居者等の利用に供する居室に、火災発生時に当該施設の関係者が屋内及び屋外から容易に開放することができ、その幅、高さ及び下端の床面からの高さ等を入居者等が内部から容易に避難することを妨げるものでない形状とした開口部を

設けること。

- (3) (2)の開口部は、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面していること。
- (4) 全ての居室から2以上の異なった避難経路を確保していること。

【防火査察】問1 消防法第4条第1項の規定に基づく資料提出命令と報告徴収に関する事項のうち、不適切な記述は次のうちどれか。

- (1) 資料提出命令と報告徴収については、命令の主体は消防長又は消防署長であり、受命者は関係者であり、命令の要件についても火災予防のために必要があるときである。
- (2) 資料提出命令及び報告徴収については、立入検査等において口頭などにより任意の資料提出又は報告を求めて、相手方がこれに応じた場合は、本権限を行使する必要はない。
- (3) 資料提出命令は、資料としてすでに作成若しくは作成される予定である文書等を提出するものであるのに対し、報告徴収はあくまで報告するために文書等を作成し、これを提出するものである。
- (4) 資料提出命令により提出させた資料等については、原則として、消防機関が当該資料等を適正に保管し返却する義務はない。

【防火査察】問2 消防法(以下、「法」という。)第3条第4項、法第5条第2項及び法第5条の3第5項に基づく行政代執行等に関する事項のうち、不適切な記述は次のうちどれか。

- (1) 法第3条第4項又は法第5条の3第5項に基づく行政代執行については、消防吏員は法第3条第1項及び法第5条の3第1項の命令権を有する行政庁であるが、当該行政代執行の権限は有していない。
- (2) 行政代執行において行われる戒告、代執行令書による通知及び代執行費用納付命令は、行政庁の処分になるので、行政不服審査法に定める審査請求の対象となり、審査請求できる旨並びに審査請求をすべき行政庁名及び審査請求期間を教示しなければならない。
- (3) 法第3条第4項、法第5条第2項及び法第5条の3第5項に基づく行政代執行に係る処分については、緊急を要するものであるため、取消訴訟の対象とならない処分であり、被告とすべき者及び出訴期間を教示する必要はない。
- (4) 法第3条第2項及び法第5条の3第2項に基づく措置は、一般的に略式の代執行と呼ばれ、行政代執行法に基づく行政代執行において行われる戒告及び代執行令書による通知を省略した手続きで当該措置を講じることができる。

【危険物】問1 製造所(危険物の規制に関する政令第9条第1項)と屋内貯蔵所(危険物の規制に関する政令第10条第1項)の建築物(貯蔵倉庫)に適用される技術上の基準について、同様の規定がなされていないのは次のうちどれか。

〔警防〕

問1 答 (3)

解説 空調設備に汚染拡大を防止する構造がある場合及び災害状況から空調設備を作動させる必要がある場合は活用する。

問2 答 (5)

解説 指揮本部の周囲を統制し、特に報道関係者の取材等が活発な場合は、指揮本部とは別に広報場所を設置する。

問3 答 (1)

解説 努めて2人以上の目撃者及び通報者等から対岸の地物等を参考に要救助者の水没位置を把握し救助事象位置を特定する。

〔救急〕

問1 答 (4)

解説 災害現場全体の安全管理は、現場指揮本部の任務である。改訂第4版救急隊員標準テキスト P.223参照。

問2 答 (4)

解説 室内の高さは、救急隊員が業務を行うのに支障のないものであること。救急業務実施基準第9条第1項参照。

問3 答 (3)

解説 消防機関は、傷病者の搬送に当たっては、実施基準を遵守しなければならない。消防法第35条の7第1項参照。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (3)

解説 (1) 正しい。消防法第32条第2項参照。
(2) 正しい。消防法第35条第2項参照。
(3) 誤り。消防法第35条の2第1項参照。消防長又は消防署長は、逮捕された被疑者、押収された証拠物に対しても、事件が検察官に送致されるまでは、質問・調査できる。

なお、逐条解説消防法では、以下のように解説しているので、参考にされたい。「刑事訴訟法によれば、警察官は、当該被疑者が身体を拘束された時から48時間以内に、書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致するか、釈放するかしなければならず(同法第203条)、また、被疑者の逮捕を伴わない場合でも、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない(同法第246条)。」

(4) 正しい。消防法第35条の4第1項参照。

〔消防用設備等〕

問1 答 (1)

解説 (1) 誤り。消防法施行令第1条の2第3項第1号参照。防火管理者の選任の要否は、防火対象物の用途(態様)と収容人員のみによって定まり、

構造や避難路の有無は要件ではない(新築工事中のものは除く)。このため特定一階段等防火対象物だからといって防火管理者の選任義務が生ずるとは限らない。

(2) 正しい。消防法施行令第4条の2の2第2号参照。

(3) 正しい。消防法施行令第35条第1項第4号参照。

(4) 正しい。消防法施行令第36条第2項第3号参照。

問2 答 (4)

解説 (1) 正しい。消防法施行規則第12条の2第2項第2号イ参照。

(2) 正しい。消防法施行規則第12条の2第2項第2号ロ及びニ参照。

(3) 正しい。消防法施行規則第12条の2第2項第2号ハ参照。

(4) 誤り。消防法施行規則第12条の2第2項第2号ホ参照。「全ての居室」でなく、「入居者等の利用に供する居室」からの二方向避難が確保されていなければならない。

〔防火査察〕

問1 答 (4)

解説 (1) 立入検査マニュアルにより適切。
(2) 立入検査マニュアルにより適切。
(3) 立入検査マニュアルにより適切。
(4) 資料提出命令により提出させる際には、原則として、書面で所有権の破棄について確認する必要がある。また、当該資料等については、所有権の破棄の有無にかかわらず、個人情報等も記載されている等の理由から、適正に保管する必要があるため、不適切。

問2 答 (3)

解説 (1) 消防法及び違反処理マニュアルにより適切。
(2) 違反処理マニュアルにより適切。
(3) 当該行政代執行に係る処分は、取消訴訟の対象であるため、不適切。
(4) 違反処理マニュアルにより適切。

〔危険物〕

問1 答 (3)

解説 屋内貯蔵所の貯蔵倉庫については、軒高が6m未満とされている。

〔参照条文〕

危険物の規制に関する政令第9条第1項、第10条第1項参照。

問2 答 (1)

解説 液体の危険物の屋外貯蔵タンク及び製造所の屋外にある液体危険物タンクの周囲には、鉄筋コンクリート又は土で造った防油堤を設ける。

〔参照条文〕

危険物の規制に関する政令第9条第1項第20号、第11条第1項第15号

危険物の規制に関する規則第13条の3、第22条